

令和4年第2回

# 瑞浪市議会定例会議案

令和4年6月2日



## 目 次

承第2号	専決処分の承認について（令和3年度専第9号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	1
承第3号	専決処分の承認について（令和3年度専第10号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	4
承第4号	専決処分の承認について（令和3年度専第11号 瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）……………	6
承第5号	専決処分の承認について（令和4年度専第1号 令和4年度瑞浪市一般会計補正予算（第1号））……………	8
議第29号	瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について……………	10
議第30号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	15
議第31号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	16
議第32号	瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	17
議第33号	瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	18
議第34号	財産の取得について……………	20
議第35号	市道路線の認定について……………	21
議第36号	令和4年度瑞浪市一般会計補正予算（第2号）……………	22
議第37号	令和4年度瑞浪市一般会計補正予算（第3号）……………	24

承第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第9号

瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市税条例の一部を改正する条例

瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3

号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第49条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第74条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第74条の3中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第132条第6項中「埋立地等」を「埋立地」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部

分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の瑞浪市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第10号

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞浪市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第12項中「附則第6項」を「附則第5項、第6項」に、「第11項」を「前項」に、「前項」を「同項」に改める。

附則第13項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで若しくは第40項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瑞浪市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。



承第4号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第11号

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を」を「3年を」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

承第5号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第1号

令和4年度瑞浪市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度瑞浪市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,124,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年4月28日 専決

瑞浪市長 水野光二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,246,557	24,000	1,270,557
	1 基金繰入金	1,217,704	24,000	1,241,704
歳入合計		16,100,000	24,000	16,124,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,429,014	24,000	1,453,014
	6 保健体育費	240,799	24,000	264,799
歳出合計		16,100,000	24,000	16,124,000

議第 29 号

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例

(瑞浪市税条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市税条例（昭和 29 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 4 中「交付」の次に「（法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第 32 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 37 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 32 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 37 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 35 条の 3 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第37条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第37条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第37条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第37条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「支払を受ける者であって、扶養親族」を「支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族」に改め、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第74条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定す

る固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第74条の3中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第25条を削る。

(瑞浪市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 瑞浪市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

瑞浪市税条例第37条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中瑞浪市税条例第32条第4項及び第6項、第35条の3第1項及び第2項、第37条の2第1項ただし書、第37条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第5項の規定 令和6年1月1日

（2） 第1条中瑞浪市税条例第18条の4、第74条の2及び第74条の3の改正規定並びに次項並びに附則第6項及び第7項の規定 令和6年4月1日

（納税証明書に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の瑞浪市税条例（以下「新条例」という。）第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

3 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の瑞浪市税条例（次項において「旧条例」という。）第37条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべ



き所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 5 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 6 新条例第74条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 7 新条例第74条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議第 30 号

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市介護保険条例（平成 12 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条第 1 項中「令和元年度から令和 3 年度まで」を「令和 3 年度及び令和 4 年度」に、「令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に、「設定されているもの」に限り、「令和 2 年 1 月以前分の保険料を除く」を「設定されているものに限る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の瑞浪市介護保険条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

議第 3 1 号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 1 条第 1 項中「令和元年度から令和 3 年度まで」を「令和 3 年度及び令和 4 年度」に、「令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで」に、「設定されているもの」に限り、「令和 2 年 1 月以前分の保険料を除く」を「設定されているものに限る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の瑞浪市国民健康保険条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

議第 3 2 号

瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例（令和 2 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第 2 条第 4 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、同条第 5 号中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 4 項」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第33号

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年6月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成9年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第4条第1項中「前条第1号に」を「同条第1号に」に改め、同項第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に、「第1号の契約」を「前号の契約」に改める。

第5条中「第3条第2号」を「同条第2号」に、「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第6条中「第3条第3号」を「同条第3号」に、「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日

を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第 3 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 地域公共ネットワーク機器一式                                       |
| 2 取得の方法  | 一般競争入札   |
| 3 取得金額   | 1 3 2, 5 9 1, 8 0 0 円                                |
| 4 取得の相手方 | 岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 5 8 番地<br>株式会社電算システム<br>代表取締役 高 橋 譲 太 |

議第 3 5 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1 6 8 3	柱本 1 号線	明世町戸狩字柱本 4 8 4 番 1 地先 明世町戸狩字柱本 4 8 4 番 1 地先	



議第 3 6 号

令和 4 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 0, 2 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 1 6 4, 2 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,861,148	40,200	1,901,348
	2 国庫補助金	547,732	40,200	587,932
歳入合計		16,124,000	40,200	16,164,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,156,843	40,200	5,197,043
	2 児童福祉費	2,155,309	40,200	2,195,509
歳出合計		16,124,000	40,200	16,164,200

議第 37 号

令和 4 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16, 173, 800 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,007,443	9,600	1,017,043
	2 県補助金	324,263	9,600	333,863
19 繰入金		1,270,557	1,200	1,271,757
	1 基金繰入金	1,241,704	1,200	1,242,904
21 諸収入		289,687	△1,200	288,487
	4 雑入	178,918	△1,200	177,718
歳入合計		16,164,200	9,600	16,173,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,619,879	9,600	1,629,479
	3 環境費	114,620	9,600	124,220
10 教育費		1,453,014	0	1,453,014
	6 保健体育費	264,799	0	264,799
歳出合計		16,164,200	9,600	16,173,800

